
公益財団法人東京エムオウユウ事務局役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定：平成24年3月30日 規程第1号

改正：平成25年6月20日 規程第1号

(総則)

第1条 公益財団法人東京エムオウユウ事務局（以下「事務局」という。）の定款第15条及び第30条に基づき役員及び評議員に対する報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(常勤役員)

第3条 理事長及び専務理事は常勤とすることができる。

(報酬等の種類)

第4条 常勤役員には、報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員には、報酬及び退職慰労金を支給することができる。
- 3 前2項の退職慰労金の額及び運用に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(報酬の区分)

第5条 常勤役員の報酬は4月1日から翌年3月31日までの1年を単位とした年俸制とし、別表1「常勤役員報酬基準表」により支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、その者の実務実績、財団の事業実績等に応じ、前項の規定による年俸額の100分の15の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 各常勤役員の報酬額は、理事会において定める。
- 4 非常勤役員の報酬は、次の区分により支給する。
 - (1) 非常勤理事の報酬は、別表2「非常勤理事報酬基準表」により支給する。
 - (2) 非常勤監事の報酬は、別表3「非常勤監事報酬基準表」により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表4「評議員報酬基準表」により支給する。

(通勤手当)

第6条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は、理事長が別に定めるところにより支給する。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第7条 常勤役員の報酬は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）に第3条第2項第1号で定められた額を12で除して得た額（以下「月額報酬」という。）を支給する。

2 役員及び評議員の報酬は、法令又は本人の希望に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望によりその者に支給すべき金額の全部又は一部をその者の預金への振込みによって支払うことができる。

(新たに常勤役員となった者の月額報酬)

第8条 月の途中で常勤役員に就任した場合及び報酬額に変更があった場合は、当該月については月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(常勤役員でなくなった者の月額報酬)

第9条 常勤役員が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(1) 辞任又は任期満了により退任したとき

(2) 解任されたとき

2 常勤役員が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(常勤役員の月額報酬の支給定日の特例)

第10条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(日割計算の方法)

第11条 この規程に定める報酬の日割計算方法は、月額報酬を1年間における1月平均所定労働日数(小数点以下第1位未満切捨)で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人東京エムオウユウ事務局の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から施行する。

別表1 常勤役員報酬基準表

区分	年俸額
理事長	15,500,000円
専務理事	12,500,000円
上記以外の常勤理事	評議員会が定める額

別表2 非常勤理事報酬基準表

区分	報酬額
非常勤の理事長又は専務理事	勤務形態に応じ評議員会が定める額
上記以外の非常勤理事	理事会等出席の都度 10,000円（源泉徴収税を除く。）

別表3 非常勤監事報酬基準表

区分	報酬額
理事会等出席の都度	10,000円（源泉徴収税を除く。）
監査報告書の作成	35,000円（源泉徴収税を除く。）

別表4 評議員報酬基準表

区分	報酬額
評議員会等出席の都度	10,000円（源泉徴収税を除く。）

公益財団法人東京エムオウユウ事務局役員及び評議員退職慰労金支給規程

制定：平成24年3月30日 規程第2号

(総則)

第1条 公益財団法人東京エムオウユウ事務局(以下「事務局」という。)の役員及び評議員が退職した退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。

(退職の時期)

第3条 退職の時期は次のとおりとする。

- (1) 辞任
- (2) 任期満了
- (3) 解任
- (4) 死亡

(退職慰労金の額)

第4条 常勤役員に対する退職慰労金の額は、次の算出方法により算出した額とする。

「退職慰労金算定基礎月額」×「在職月数」×「支給係数」

ただし、第9条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、それぞれの役職について、次条の規定に基づき定められた退職慰労金算定基礎月額に、それぞれの役職ごとの在職月数(以下「役職別期間」という。)及び第7条に規定する支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

2 非常勤役員及び評議員に対する退職慰労金の額は、5万円を上限として評議員会において決定する。ただし、理事長又は専務理事が非常勤役員の場合、当該理事長又は専務理事には当該上限を適用しない。

(常勤役員の退職慰労金算定基礎月額)

第5条 前条第1項に規定する退職慰労金算定基礎月額は、退職時において、現に支給を受けている月額報酬を超えない範囲で、評議員会が定める額とする。ただし、常勤役員に就任している者が他の役職に引き続き就任した場合にあっては、他の役職に就任する直前において支給を受けている月額報酬を超えない範囲で、評議員会が定める額とする。

(常勤役員の在職期間の計算)

第6条 在職期間(常勤役員としての通算期間をいう。以下同じ。)及び役職別期間の月数の計算については、選任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月とする。

2 第4条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(常勤役員の支給係数)

第7条 第4条第1項に規定する支給係数は、在職期間により次の区分によるものとする。

-
- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 2年以下の者 | 100分の20以内 |
| (2) 2年を超え6年以下の者 | 100分の22.5以内 |
| (3) 6年を超える者 | 100分の25以内 |

2 前項の支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

(常勤役員で報酬の支給を受けていない者等の取扱い)

第8条 常勤役員で報酬の支給を受けていない者、又は報酬の一部を辞退した者が退職した場合には、その者の在職期間及び功績等を考慮して評議員会の決議により退職慰労金の額を決定し、支給することができるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第9条 役員又は評議員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員又は評議員に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員又は評議員に選任されたときも同様とする。

(退職慰労金の支給)

第10条 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員又は評議員が職務上の義務違反により解任されたときは、当該役員又は評議員には退職慰労金は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 前条に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 退職慰労金を受けるべき者を故意に死亡させた者
- (2) 退職慰労金を受けるべき者の死亡前に、当該職員の死亡によって退職慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職慰労金の返納等)

第13条 退職した役員に退職慰労金を支給した後に、その者の在職期間中に解任事由に該当する職務上の義務違反があったと認められる場合、評議員会の決議により、その支給した退職慰労金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

2 刑事事件に係る起訴中に退職した場合等の退職慰労金の支給について、評議員会の決議により、一時差し止め又は取り止めることができる。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人東京エムオウユウ事務局の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 施行日の前日に在職していた役員が、施行日以降も就任している場合は、引き続き在職している

ものとみなして在職期間を通算するものとし、その者の退職慰労金は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 施行日前日までの間の退職慰労金の額は、なお従前の例により算出した額
- (2) 施行日以降の間の退職慰労金の額